

	項目	質問	回答
1	手続き	改正法施行日前に確認済証を交付し、施行日以後に着工する場合の審査・検査省略の取扱いを確認したい。	中間検査または完了検査時までに、改正後の構造関係規定及び省エネ基準の法適合が必要となるため図書の追加提出が必要となります。 ※計画変更に該当する項目がある場合は、計画変更申請時に当該図書を提出してください。 【いずれの場合も、追加の手数料が発生します。】
2	手続き	改正法施行日前に着工した物件で、計画変更が施行日以後となった場合は、改正後の規定が適用されるのか。	着工日が令和7年4月1日以降になった場合のみ、改正後の規定が適用となります。
3	手続き	工事の着手とはどの時点をいうのか。	地盤改良、杭打ち、山留め、根切り工事等が開始された時点を指します。
4	手続き	大規模なりフォームの定義を確認したい。	建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。
5	手続き	大規模なりフォームを行う場合の建築確認申請手続きの要否を確認したい。	建築基準法第6条第1項に規定する1号建築物に加え、新たに新2号建築物（階数2以上又は延べ面積200㎡超）が対象となり、新3号建築物（平屋かつ延べ面積200㎡以下）は申請手続き不要となります。 また、大規模の修繕・模様替に該当しない工事は技術的助言をご確認ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html</a>
6	手続き	大規模の修繕・模様替において、主要構造部の一種以上について行う過半と定義されているが、部材別の過半の判断を確認したい。	（柱、はり）総本数（壁）総面積（屋根）総水平投影面積（床）総水平投影面積（階段）階ごとの総数となります。 当該工事部分が各項目の占める割合の過半を超える場合に、建築確認申請手続きが必要になります。

	項目	質問	回答
7	手続き	長期優良住宅・住宅性能評価申請を行う物件について、確認申請で壁量計算等・許容応力度計算の審査は省略できるか。	省略できません。省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為は、手続きの合理化が定められていますが、基準法では特段の定めはありません。建築基準法とは別に住宅性能評価・長期優良住宅それぞれ構造審査が必要です。（ただし、住宅性能評価・長期優良住宅申請を当センターに併願申請された場合、手数料の割引があります。）